



## 令和5年4月1日～ 明和町特定不妊治療費助成制度のご案内

### 1. 先進医療費助成事業

【助成対象となる治療】 保険適用の特定不妊治療と併用して受けた先進医療で、当該先進医療の実施医療機関として厚生労働省地方厚生局へ届出を行っている又は承認されている保健医療機関で実施された先進医療

【助成金額】 先進医療費の70%の額（上限5万円）

【助成回数】 保険診療と併用して実施した先進医療であれば回数の上限はなし

### 2. 保険適用終了後の特定不妊治療に対する回数追加事業

【助成対象となる治療】 保険適用の上限回数の治療を終了した後の、保険適用外の特定不妊治療

【助成金額】 ・治療A B D E 1回につき上限30万円

・治療C F 1回につき上限17万5千円

【助成回数】 保険適用の治療の回数を含めて、通算8回まで

### 1・2 共通事項

【助成対象者】 次の全ての要件を満たす方

- ・治療開始時点で法律上の夫婦又は事実婚の夫婦
- ・夫婦の一方もしくは双方が明和町に住所を有していること
- ・治療の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦
- ・令和5年4月1日以降に治療を終了した方

【申請に必要なもの】

#### ①特定不妊治療費助成申請書

（先進医療助成事業用または保険適用終了後の特定不妊治療に対する助成回数追加事業用）

#### ②特定不妊治療受診等証明書

（先進医療助成事業用または保険適用終了後の特定不妊治療に対する助成回数追加事業用）

#### ③医療機関発行の領収書

#### ④振込先口座のわかる通帳等

#### ⑤印鑑

※事実上の婚姻関係にあるご夫婦は以下の⑥～⑧も必要です。

#### ⑥戸籍謄本

#### ⑦事実婚関係に関する申立書

#### ⑧出生した場合の子の認知に関する意向書

①申請書②証明書については、三重県の様式使用。  
明和町のホームページからもダウンロードできます。

【申請期間】 特定不妊治療が終了した日から60日以内

【申請窓口】 明和町役場 こども課 母子支援係

〒515-0332 多気郡明和町大字馬之上945番地

TEL0596-52-7123

